

申請までの流れ

- ①住宅改修に取りかかる前に、事前確認
(理由書、改修に係る図面及び見積書、改修前の写真)
- ②申請書の作成
(申請書にある受領委任に関する確認事項)
- ③改修
- ④住宅改修完了後、改修箇所の写真の撮影
- ⑤申請書に図面、見積書、改修前後の写真を貼付し町に提出
完了届、請求書を施工業者に作成してもらい町に提出

※田子町では、住宅改修が有効かつ効率的に行われるよう、町立田子診療所の理学療法士から、改修に関しての指導、助言をもらえる体制をとっています。